

## 長久手市障がい者タクシー料金助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障がい者にタクシー料金の一部を助成することにより、家計の経済的軽減及び日常生活における外出促進を図り、もって障がい者福祉の向上に資することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、長久手市とする。

### (対象者)

第3条 この要綱により助成の対象となる者は、本市に在住し、住民基本台帳に記載されており、かつ、障害者手帳の所管が本市にある者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障がいの程度が同法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の規定する級別で、1級若しくは2級の者、又は3級の下肢若しくは体幹障がいのある者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において、療育手帳の交付を受けている者でその障がいの程度が「A」又は「B」の者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律123号）第45条第2項に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障がいの程度が同法施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する級別で、1級又は2級の者

### (助成の方法)

第4条 タクシー料金の助成は、障がい者タクシー料金助成利用券（様式第1号。以下「利用券」という。）を交付することにより行う。

### (申請)

第5条 この要綱により助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障がい者タクシー料金助成利用券交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に対し利用券を交付する。

2 利用券は、同一年度52枚とする。

(助成金額)

第7条 利用券による助成金額は、1枚につき650円とする。ただし、障害者割引適用後の利用料金が650円未満の場合は、実利用料金に相当する額とする。

(利用できるタクシーの範囲)

第8条 利用券を利用できるタクシーは、市長と別に定める契約書により契約を締結したタクシー会社所有のタクシーに限るものとする。

(利用方法)

第9条 第6条の規定により利用券の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用券を利用して乗車するときは、1回の乗車につき1枚の利用券を乗務員に提出するものとする。

2 前項の場合において、タクシー乗車料金と利用券による助成金額と差がある場合は、その差額は利用者の負担とする。

3 利用券を使用する際は、障害者手帳を提示し障害者割引の適用を受けるものとする。

(再交付の制限)

第10条 利用券は、紛失又は汚損しても再交付しないものとする。

(譲渡の禁止)

第11条 利用券は、譲渡する等他人に使用させることができない。

(利用券の返還)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、利用券の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 利用券を他人に利用させたと認められるとき。

(4) 偽りその他不正な手段により利用券の交付を受け、又は利用券を使用し

たと認められるとき。

(不正利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けていた者があるときは、その者に助成金額の全部又は一部を返還させることができる。

(手帳の携行)

第14条 利用者が利用券を利用してタクシーに乗車するときは、必ず身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を携行し、これを提示しなければならない。

(台帳の整備)

第15条 市長は、障がい者タクシー料金助成利用券交付台帳を作成し、利用券の交付状況を明らかにしておかなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、障がい者タクシー料金助成事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

2 昭和59年度分の利用券は、第6条2項の規定にかかわらず4月及び10月の2回に分けて交付する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。